

議会だより

平成26年
第3回定例会



子供会パレード（松茂町民運動会）

目次

- 議決の結果及び内容..... 2ページ
- 町政に対する一般質問..... 4ページ
- 常任委員会委員長レポート..... 7ページ
- 平成25年度各会計の決算を認定..... 10ページ
- 全員協議会報告／松茂町新型インフルエンザ等
対策行動計画について／松茂町橋梁長寿命化
修繕計画について／編集後記..... 12ページ

発行／徳島県松茂町議会
編集／松茂町議会広報特別委員会
〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30
TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

議決の結果及び内容（詳しくは会議録をご覧ください。図書館にあります。）

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
同意第3号	教育委員会委員の任命について ◆教育委員会委員として、吉田喜久雄氏を再任することに同意。	26年9月5日	同意
報告第7号	平成25年度健全化判断比率の報告について ◆代表監査委員、日根啓一氏から財政健全化法に基づく審査結果について、財政がきわめて健全な自治体であると報告。	26年9月5日	報告済
報告第8号	平成25年度資金不足比率の報告について ◆代表監査委員、日根啓一氏から財政健全化法に基づく審査結果について、資金の不足額はなく良好であると報告。	26年9月5日	報告済
議案第37号	松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ◆放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を制定。	26年9月19日	原案可決
議案第38号	松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ◆家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を制定。	26年9月19日	原案可決
議案第39号	松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ◆特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を制定。	26年9月19日	原案可決
議案第40号	平成26年度松茂町一般会計補正予算（第2号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,791,000円を追加し、総額を5,490,998,000円とする。 歳入では、平成25年度各種事業確定による返納金、前年度繰越金等の増額補正。歳出では、財産管理費等の増額補正。	26年9月19日	原案可決
議案第41号	平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27,866,000円を追加し、総額を1,641,059,000円とする。 歳入では、退職者医療費交付金及び前年度繰越金等の増額補正。歳出では、退職者等療養給付費及び平成25年度精算による返還金等を増額補正。	26年9月19日	原案可決
議案第42号	平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,593,000円を追加し、総額を1,016,668,000円とする。 歳入では、前年度繰越金等の増額補正。歳出では、平成25年度精算による返還金等を増額補正。	26年9月19日	原案可決
議案第43号	平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,479,000円を追加し、総額を157,367,000円とする。 歳入では、前年度繰越金の増額補正。歳出では、平成25年度精算による返還金を増額補正。	26年9月19日	原案可決

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
議案第44号	<p>平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算(第1号)</p> <p>◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,123,000円を追加し、総額を14,703,000円とする。</p> <p>歳入では、前年度繰越金の増額補正。歳出では、長原渡船管理費等を増額補正。</p>	26年9月19日	原案可決
議案第45号	<p>平成26年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)</p> <p>◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ413,000円を追加し、総額を104,855,000円とする。</p> <p>歳入では、前年度繰越金の増額補正。歳出では、平成25年度精算による返還金を増額補正。</p>	26年9月19日	原案可決
議案第46号	<p>平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第1号)</p> <p>◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,886,000円を追加し、総額を590,533,000円とする。</p> <p>歳入では、前年度繰越金等の増額補正。歳出では、平成25年度精算による返還金等を増額補正。</p>	26年9月19日	原案可決
認定第1号	平成25年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定	26年9月19日	認定
認定第2号	平成25年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	26年9月19日	認定
認定第3号	平成25年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定	26年9月19日	認定
認定第4号	平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	26年9月19日	認定
認定第5号	平成25年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定	26年9月19日	認定
認定第6号	平成25年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定	26年9月19日	認定
認定第7号	平成25年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定	26年9月19日	認定
認定第8号	平成25年度松茂町水道特別会計決算認定	26年9月19日	認定
	<p>委員会の閉会中の継続調査について</p> <p>◆総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会及び地震・津波対策特別委員会は継続調査を行う。</p>	26年9月19日	原案可決

追加議案

議案第47号	<p>平成26年度松茂町一般会計補正予算(第3号)</p> <p>◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,023,000円を追加し、総額を5,495,021,000円とする。</p> <p>平成26年9月18日付けで板野東部消防組合消防救急無線のデジタル化事業が、総務省の補助事業として採択。本年度での実施が確定したため、歳出の消防費において板野東部消防組合分担金を増額補正。</p>	26年9月19日	原案可決
--------	--	----------	------

ここが聞きたい!

町政に対する一般質問

本年の第三回目の定例会が九月五日から十九日にかけて開催されました。二日目に当たる九月十日には一般質問が行われました。

今回は期せずして、各議員から町の環境美化に関する質問が出されました。これは松茂町が本当に美しく、清潔で、暮らしやすい町になってほしいという町議会としての思いがあつたことだと思えます。この思いに沿うように、町当局からも適切かつ積極的な回答をいただけたと思います。

■一般質問議員一覧

春藤 康雄 議員
一森 康雄 議員
佐藤 富男 議員

春藤 康雄

議員



1 環境美化の推進と 景観の保全について

Q 最近、私が自転車や自動車を運転していると、道路の分離帯や路肩に空き缶・空き瓶、たばこの吸殻等のごみをよく目にする。町には空港や高速道路のインターチェンジもあり、いわば県の玄関口であり、町を訪れた方々に、本当にきれいな町だなという印象を与えていくのも重要課題の一つだと思つた。

町には環境美化・保全に関する条例（環境基本条例）があり、これに基づき町当局だけではなく、町民の方々も環境美化・保全に努めていることは理解しているが、具体的にどのような点について伺いたい。

(1) 環境基本条例に基づく良好な景観の形成及び環境美化の促進として、どのような取り組みをされていますか。

(2) 石井町では、空き地・空き家対策として、固定資産税納税通知書を送付する際、四国外在住者には、土地・家屋の良好な管理をお願いする文書を同封しているとのことだが、町もこれを参考に、町外住者に、お願いの文書を同封してはどうか。

(3) 町内の主要幹線道路である国道十一号線、二十八号線、県道空港線について、特定美観地域、すなわち空き缶・空き瓶、吸殻等の散乱を防止する必要がある地域として指定してはどうか。

(4) 結局のところ、ごみのポイ捨てがなくなるためには、利用者のモラルが向上することが不可欠だが、モラル向上策について町はどう取り組むか。町の美観形成・維持のためには、まずはごみの発生場所を突きとめ、ごみ箱を設置したり、ごみ持ち帰りキャンペーンを行うなど、今後、新たな取り組みを適切に実施していただきたい。



(1) 良好な景観の形成及び環境美化の促進等に関する町の取り組みは、歴史的文化財の保全も含め、各種法令に従って行っています。また町には「空き地等の環境保持に関する条例」（いわゆる草刈り条例）があり、空き地の適正管理の周知、不法投棄禁止の立て看板の設置、職員等による環境パトロール、清掃員による清掃、あるいは自治会の皆様と協力しての町内一斉清掃等、美しいまちづくり活動に取り組んでいます。

(2) 現在、空き地において雑草が生い茂る等の管理不良な状態であること近隣住民の方からの情報提供や環境パトロールで見つけた場合には、職員が確認の上、必要があると判断したとき、右のいわゆる草刈り条例に基づき、個別に所有者の方に郵送で通知し、対応をいただいております。現在でも、この方策である程度効果が見られます。今後この方策を継続し、固定資産税納税通知書への文書の同封は予定しております。

(3) 現在のところ、議員ご指摘の路線等について環境美観地域の指定は考えておりません。というのは、町内

全域で企業や団体の方々による自主的清掃活動が定期的に行われている上、国道・県道のごみの散乱が見された場合には、国・県に速やかな清掃を要望しており、また町道では清掃員をはじめ、職員が速やかに清掃を行っているので、当面はこれらで対応できると考えているからです。

(4) 議員がおつしやるとおり、ごみのポイ捨てがなくなるためには、利用者のモラル向上が不可欠です。ちなみに町としては、町外から町を訪れる方々による、道路へのごみのポイ捨てが目立つと見えています。いざやれにせよ、モラル向上策としては、やはり地道な啓発活動しかありません。今後は、各種団体の会合の場でのチラシ配布やホームページ等で、さらなる啓発活動の実施と適切な場所への不法投棄禁止の立て看板の設置を積極的に進め、利用者のモラル向上を促進してまいります。



森 康雄 議員



1 松茂農協の合併について

Q 昭和二十三年に発足以来、町の農業を支えてきたJA松茂が、来年四月に鳴門市のJA大津と合併することが決まった。今まで県内の農協では合併が進められていたが、今回のように行政区域をまたいだ合併はあまり前例がない。そこで以下の点について尋ねたい。

- (1) 町はこの合併をどのように理解しているか。
- (2) 現在、JA松茂への補助金はどの程度あるのか。
- (3) JA松茂に対する町の預金の状況はどうなっているか。
- (4) JA松茂に対する町税、上下水道の優遇措置はどうなっているのか。
- (5) 町として、合併後の取り組みをどのようにするのか。例えば合併

を機会に、JA松茂では町内に新しい選果場を設置する話が出ていますが、これにどう対処していくか。



(1) 現在、JA松茂の経営は、農産品の売上減少、農家所得の減少による預金額の減少と厳しい状況にある中、この合併により、町の特産品(甘しよ、レンコン、梨)の販売額は県内一位、全国でもトップクラスになり、ブランド力も強化されるなど、町の農業振興に大きく寄与すると期待しています。

(2) 平成二十五年度のJA松茂への補助金額は、県と町から合わせて約四百万円です。

(3) 現在、JA松茂への町の預金額は約九億四千万円です。

(4) 町税については、固定資産税の優遇措置があります。上下水道については特ありません。

(5) 合併後の町としての取り組み、特に補助金については、現在、町は県内他市町村に比べ、厚く農業には支援を行っておりますので、できるだけその枠を維持したいと思っていますが、今後、補助金の内容については鳴門市、新しいJAと町の三者で協

議していくこととなります。新しい選果場についても、現在は町に正式な話は聞いていませんが、同様に対応したいと思っています。

2 空き家対策について

Q 全国的に空き家が増え、景観の悪化、防犯上の問題、老朽化による倒壊の恐れ、災害時の支障(崩壊により避難路をふさぐ)といった地域での問題を起している。総務省の調査では、全国の空き家戸数は三百十八万戸、住宅総数の約一三・五%で、前回調査より一・七%上昇している。県内では一七・六%となっている。

空き家が増えている一因として、税金の問題がある。すなわち、空き家となっても家屋が建っている限り、固定資産税の優遇措置が受けられるが、これを撤去すると優遇措置がなくなり、税金が高くなるので、放置されたまま、空き家になってしまつと。国もこれを受け、税制の見直しに着手していると聞かすが、これには時間もかかるだろう。しかし、地震や津波などの災害はいつ起こるか、わからない。災害時、町から一人の犠牲者も出

さないためにも、避難路をふさぐ恐れがある家屋の撤去をはじめとした、空き家の適正管理について、早急に町として対応すべきではないか。そのために全国の自治体で制定されている空き家適正管理条例を参考に、町でも条例を制定してはどうか。

ちなみに空き家に関して町の現状はどうなっているのかもあわせて尋ねたい。



町内の空き家軒数について、町としては正確には把握しておりません。しかし、住民からの情報提供等で、草刈りが必要な空き家が四戸、侵入者のある空き家が二戸、倒壊の恐れがあり、災害時に避難路をふさぐ可能性がある空き家は二戸あります。

そこで、速やかに空き家の適正管理について条例を制定してはどうかというご提案ですが、現在、管理が不完全な状態にある空き家について情報提供があった時は、それぞれの担当課が所有者や関係者の方に連絡し、速やかな対応をお願いしています。また、対処すべき空き家はまだまだ少なく、個別に職員が対応できる範囲ですので、当面、条例の制定まで必要はないと考えています。特に倒壊し避難路をふさぐ可能性がある空き家の撤去については、国

の補助制度を利用することが有効な手段だと考えますので、国の税制度の動向を見守りながら、この補助制度の策定について検討してまいります。

佐藤 富男 議員



1 迷惑防止条例の制定について

Q 私も犬を飼っていて、毎朝、散歩に連れていっているが、犬や猫の糞が放置されているのをよく見かける。ひどいときには「犬に糞をさせないで。松茂町」という立て看板の根もとに糞が残されている場合がある。私個人としても、散歩の折他人の犬の糞まで持ち帰り、いずれそこに糞を残した飼い主の方に気づいてもらおうとしてきたが、効果が

見られない。

ペットに関しては国では法律、県では条例で、飼い主に対して、他人に迷惑をかけないように飼うことを義務づけているが、飼い主のモラルが低下していて、右のような悲しい状況にある。また犬・猫の糞は風雨にさらされ、やがて飛散して、公園等で遊ぶ児童の健康に被害をもたらすかもしれない。そこで町も、飼い主のモラル向上策を図るとともに、全国や県内の他自治体の例を参考に、迷惑防止条例、いわゆる犬・猫の糞害防止条例を制定してはどうか。

また、立て看板については、北島町では松茂町よりも非常に安いものを使用していて、それで十分運用しているようだが、町ももっと安価な立て看板にしてはどうか。また文言も「糞をさせないで」ではなく、「糞は持ち帰ってください」としたほうが意図がはっきり伝わるのではないか。ちなみに現在、町で飼われている犬と猫の頭数を町は把握しているか。



現在、県内二十四市町村の内、犬・猫の糞害防止条例を制定しているのは十一市町村ありますが、罰則規定がないためか、あまり成果が見られていません。そこで町としては、

糞の始末の件も含めて、まずは飼い主のモラル向上のための啓蒙普及活動に力を入れていきたいと思っています。具体的には、現在も行っている防災行政無線による呼びかけ回数増加、立て看板の設置促進、ホームページや「広報まつしげ」への掲載をして取り組んでまいります。今後も議会や町民の皆様のご意見をいただきながら、有効な飼い主のモラル向上策を模索していきたいと思えます。

立て看板の費用・文言に関しては、議員のご提案を参考に再検討させていただきます。

なお、犬の頭数は登録制度もあるので把握していますが、猫については把握しておりません。

2 空き地の管理について

Q 既に同僚議員からも指摘があったように、全国的に空き地・空き家の増加が社会問題化している。町には空き地等の環境保持に関する条例があり、空き地の管理が不良状態であると認めるときには、町は所有者に対して除草等の助言指導及び指示を行うとある。同僚議員の質問に対する回答からも、町はそのよう

な対応をとっていることはわかったが、具体的な効果はどうだったのか。また助言指導・指示は、基本的に郵送で行っているようだが、町外在住の所有者はともかく、町内在住の方には、面談の上、助言指導・指示を行ったほうが、より効果が上がるのではないか。

A 条例に基づく助言指導・指示の実績は、平成二十五年度で通知四十五件の内、実際に除草等の措置を行ったのは十三件となっており、今年度については八月末現在で、通知四十八件、既に除草等の措置を行ったのは十九件となっています。

今後、町内の環境パトロールを強化し、不良状態となる可能性のある空き地の発見に努め、その所有者には助言指導を積極的に働きかけ、不良状態の空き地の発生を防止するように努めます。

また、面談の上、助言指導してはどうかという議員ご提案の件については、従来も除草等の措置に応じていただけない所有者の方には電話や戸別訪問をして対応する場合もありましたが、今後は、状況に応じて、より積極的に電話や戸別訪問による助言指導に努めていきたいと思えます。

常任委員会 委員長レポート

第三回定例会における委員長報告は次のとおりです。(各会計の補正予算総額等は、議決の結果及び内容をご覧ください。)

総務常任委員会

委員長 原田 幹夫

付託された議案一件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報告いたします。

平成二十六年松茂町一般会計 補正予算(第二号)(所管分)

既定の歳入歳出予算の総額に二千五百七十九万一千円を追加し、補正後の総額を五十四億九千九百九十九万八千円とするものです。

歳入において、総務費国庫委託金の自衛官募集事務委託金で十萬円の増額補正は、町内に二基ある自衛官募集の看板が老朽化したため、看板を更新す

るものです。なお、経費の負担については、全額国庫負担です。

繰越金で千九百五十七万七千円の増額補正は、この度の補正の一般財源とするものです。

なお、平成二十五年度決算における繰越金は、六千八百四十五万五千円であり、九月補正後において七百七万円を留保しています。

歳出において、一般管理費の委託料で百八萬円の増額補正は、平成二十八年一月からマイナンバー制度の利用開始に伴い、マイナンバーを独自利用する場合やマイナンバー制度で発行します個人番号カードを独自利用する場合には、条例改正が必要となります。そこで、マイナンバー制度の施行に伴う条例等への影響や条例案作成の支援業務を委託するものです。

財産管理費の委託料で千百十萬円の増額補正は、建築基準法の改正に伴い、庁舎改築事業に関連し、総合会館四階の多目的ホールの天井を改修する必要が生じたため、実施設計を行うものです。工事請負費で百八十五萬円の増額補正は、長原小学校に隣接する土地を所有者から無償で寄付されることから、当該土地に所在する家屋を解体し、整地するものです。

税務総務費の償還金利子及び割引料で百五十萬円の増額補正は、町税過誤納還付金及び還付加算金で、前年度に比べ還付金額が増大したためです。

○主な質疑事項

Q 国がマイナンバー制度を導入しようとするのだから、その費用は全額国が負担すべきだと思うが、国の補助はどうなっているのか。

A マイナンバー制度のシステム構築については国庫補助があるときいていますが、全額国費は難しいと思われません。

Q 庁舎用の備品購入費の補正は、どのようなものを購入するのか、庁舎改築に併せて購入できないか。

A 年度途中における電話機の故障による機器購入の対応や人事異動や老朽化による椅子機の補充など現時点で必要と見込まれるものです。

Q 寄付される土地の利用はどうするのか。

A 長原小学校運動場に隣接しており付近に長原児童館もあり駐車場などに利用する予定です。



産業建設常任委員会

委員長 一森 敬司

付託されました議案四件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中で主なものを報告いたします。

平成二十六年松茂町一般会計 補正予算（第二号）（所管分）

歳入において、衛生使用料で四十六万円の増額補正は、豊久墓地の返還要望が二区画あり、返還手続きが終了した後に募集をかけるものです。雑入で二百四十九万四千円の増額補正は、公共下水道及び農業集落排水特別会計の平成二十五年年度決算により一般会計に返納するものです。

歳出において、清掃総務費で二十三万円の増額補正は、豊久墓地の二区画分の返還金です。農地費で二百四十八万円の増額補正は、伊沢裏排水機場の修繕料で百四十八万円と笹木野山ノ手地区樋門の補修補助金で百万円です。操出金で八十万五千円の増額補正は、公共下水道特別会計操出金で人件費に充てるものです。

○主な質疑事項

Q 農地費で補正して補助する樋門について、大きな樋門であり農業者だけでなく付近の方の排水にも利用していると思うが、町はどのように考えているのか。

A 河川管理者の許可を得て町が設置しているもので、この度の修繕は樋門の外側のフラップゲートで、過去にも地元で修繕した経緯があり、この度の補正も地元からの陳情によるものです。

なお今後は、地域の排水も含まれていることなどを考慮して限度額を定めてそれ以上は農家の負担とならないように検討します。

平成二十六年松茂町長原渡船 運行特別会計補正予算（第一号）

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ三百二十二万三千円を追加し、補正後の予算の総額を千四百七十七万三千円とするものです。

歳入において、繰越金で三百二十二万三千円の増額補正は、平成二十五年年度の会計の決算によるものです。歳出において、長原渡船管理費の二十万円は、需用費に充て、予備費の二百九十二万三千円は、補正予算の残額を計上

するものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

平成二十六年松茂町農業集落 排水特別会計補正予算（第一号）

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ四十一万三千円を追加し、補正後の予算の総額を一億四百八十五万五千円とするものです。

歳入において、繰越金で四十一万三千円の増額補正は、平成二十五年年度の会計の決算によるものです。

歳出において、返還金で四十一万三千円の増額補正は、歳入で受け入れた前年度繰越金を一般会計に返還するものです。

八月末日現在の接続状況については、長岸地区四十六戸、九十三、九％、中喜来地区百二十九戸、六十五、一％、北川向地区百三十三戸、七十三、五％、三地区の合計は三百八戸で接続率は約七十二％となっています。

○主な質疑事項

Q 歳入で前年度繰越金を増額補正して、一般会計繰入金を返還する補正で歳出の節は「償還金利子及び割引料」となるのか、また利子がある

のか。

A 歳入については、前年度決算に基づき繰越金を補正して、歳出では同額を平成二十六年年度の一般会計に返還するものです。補正する節は二十三節で「償還金利子及び割引料」となりますが利子はおりません。

平成二十六年松茂町公共下水 道特別会計補正予算（第一号）

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百八十八万六千円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ五億九千五百三十三万三千円とするものです。歳入において、一般会計繰入金で八十万五千円の増額補正は、職員の人件費に充てるものです。繰越金で二百八十一千円の増額補正は、平成二十五年年度の会計の決算によるものです。歳出において、公共下水道管理費で八十五万五千円の増額補正は、職員の人件費に充てるものです。返還金で二百八十一千円の増額補正は、平成二十五年年度決算に伴い前年度繰越金を一般会計に返還するものです。

八月末日の接続状況については、公共汚水ます設置戸数千六十七戸に対しまして、接続完了戸数が五百七十四戸となっており、五十三、八％の接続率

となっており、
質疑はなく、原案のとおり可決され
ました。

教育民生常任委員会

委員長 佐藤 富男

付託された議案七件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報告いたします。

松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法の
法改正に基づき
厚生労働省令
で定められた
基準を踏まえて、
放課後児童健全育
成事業所の設備の基準
及び開所日数、開所時間、職員数、職員の資格など運営の基準を新たに条例で定めるものです。
質疑はなく、原案のとおり可決されました。



松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法の改正に基づき厚生労働省令で定められた基準を踏まえて家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の各事業所設備の基準及び職員数、利用定員など運営に関する基準を新たに条例で定めるものです。
質疑はなく、原案のとおり可決されました。

松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

子ども子育て支援法に基づき内閣府令で定められた基準を踏まえて利用開始に伴う基準、教育保育の提供に伴う基準などを新たに条例で定めるものです。
質疑はなく、原案のとおり可決されました。

平成二十六年松茂町一般会計補正予算(第二号)(所管分)

民生所管分の歳入において、国庫補助金の児童福祉費補助金で七百三十万七千円の増額補正と県補助金の児童福祉費補助金で、七百三十万七千円の減額補正は、国庫補助制度の変更による

ものです。雑入で三百十六万円の増額補正は、介護保険特別会計繰越金返納金及び後期高齢者医療特別会計繰越金返納金で、平成二十五年度の精算による返納金です。

歳入において、学習等供用施設管理費で三百六十九万八千円の増額補正は、台風十一号の影響で破損した北部学習センターの屋根の補修等です。母子保健費の二十一万七千円の増額補正は、平成二十五年度の精算による超過交付分を国に返還するものです。繰出金で四十六万一千円は、介護保険特別会計への繰入金で、介護保険特別会計の一般管理費の人件費及び介護保険システム回線の高速化をおこなうものです。

教育委員会所管分は、歳入はなく、歳入において保健体育総務費で七万四千円の増額補正は、全国大会等参加補助金で、本町のスポーツ少年団の二団体が四国大会及び全国大会に出場し予算に不足が生じたためです。
質疑はなく、原案のとおり可決されました。

平成二十六年松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ二千七百八十六万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十六億四千五百九千円とするものです。

歳入において、国庫支出金の特別調整交付金で三十二万八千円の減額補正は、六月補正により実施したシステム改修額の確定によるものです。特定健康診査等負担金で三万円の増額補正は、平成二十五年度の精算による県負担金の追加交付です。療養給付費交付金で千三百一十一万円の増額補正は、歳出で退職者等分医療費が増加見込によるものです。繰越金で千六百八十五万四千円の増額補正は、今回の補正の財源に充当するものです。

歳入において、一般管理費で百三十一万四千円の増額補正は、平成二十七年一月診療分から七十歳未満の方の高額療養費制度の改正を受け国保システムを改修するものです。退職者等療養給付費で九百九十三万五千円の増額補正、退職者等療養費で十八万一千円の増額補正、退職者等高額療養費で六百九十九万四千円の増額補正は、給付見込みによるものです。後期高齢者支援金で七万二千円の増額補正、前期高齢者納付金一万一千円の増額補正は、平成二十四年度の精算及び平成二十六年

の概算見込みによるものです。償還金で千十五万九千円の増額補正は、平成二十五年度の精算による超過交付分の返還金です。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

平成二十六年松茂町介護保険 特別会計補正予算(第一号)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六百五十九万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十億千六百六十六万八千円とするものです。

歳入において、介護給付費交付金で百二十二万五千円の増額補正は、平成二十五年度の精算によるものです。一般会計繰入金で四十六万一千円の増額補正は、歳出の一般管理費の財源に充てるものです。繰越金で四百九十七万七千円の増額補正は、今回の補正の財源に充当するものです。

歳出において、一般管理費で四十六万一千円の増額は、四月の人事異動に伴う職員手当等の増額と需用費の修繕料で、介護保険システム回線の高速化をおこなうものです。償還金で六百二十三万二千円の増額補正は、平成二十五年度の精算による超過交付分の返還金

です。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

平成二十六年松茂町後期高齢者 医療特別会計補正予算(第一号)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百四十七万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億五千七百三十六万七千円とするものです。

歳入において、平成二十五年度の当会計の決算により、繰越金が確定したことにより、一般会計へ返還を行うため、前年度繰越金で百四十七万九千円を増額補正し、歳出において一般会計繰入金返還金で同額を返還するため増額補正するものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

このほか、教育委員会から「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」を、議会に提出したとの説明を受けました。

その他において次のような質疑がありました。

Q 全国学力テストについて、松茂町はこの度のテストの状況や今の考えについて教えて頂きたい。

A 公表等につきましては、文部科学省の例にあるとおり公表はしないという方針です。

成績につきましては、年度によって構成している児童生徒により違いがありますが、国語においては、複数の情報を関連づけて読むことや自分の考えを記述することに、算数・数学においては、筋道を立てて説明することや示された情報を解釈し、問題の解決の方法や判断することに課題があることがわかりました。今後は、生活や学習状況等も改善を図り、各学校の実態を踏まえ指導して行きたいと考えています。

平成二十五年 各会計の決算を認定

決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されているかどうかを審査するとともに、住民に代わって行政効果を検証するものです。

町長から監査委員の意見を付けて提出された八会計の決算認定は、第三回定例会においてすべてが認定されました。

決算審査の結果

監査委員
・日根啓一
・一森康雄

決算審査の結果

平成二十五年一般会計および特別会計の歳入歳出決算書について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合した結果、収支計数は正確であり、予算の執行についても適正なものと認めます。

決算審査で付された意見

ただし、次の諸点については、一層の努力を望みます。

(1) 一般会計の状況については、歳入において前年度より約七千九百万円、一・四ポイント増、歳出は約一億四千四百万円、二・七ポイント増となっています。各年度において、国庫補助事業等により増減はありますが、平成二十五年において、歳出の増加が歳入の増加を一・三ポイント上回っております。実質収支額は六千八百八十四万五千三百九十八円(前年度五千四百六十一万五千二百七十五円)の対前年比増となっております。厳しい財政事情の中、今後とも適正

で効率的な歳入の確保に努め、限られた経費で大きな効果が上げられるよう積極的に各種事業を展開してください。

町税については、約二千四百万円の減収になっているものの、徴収率は、九十八・二八％（前年度九十八・〇二％）と、県下では最高位の高い徴収率が維持できています。経済情勢が厳しい中、徴収が難しい状況ではありますが、現年分、滞納繰越分ともに差押え等の滞納処分も含め徴収向上対策が認められます。公平性と歳入確保のためになお一層の努力を期待します。

保育料、町営住宅使用料、幼稚園使用料、給食費等について、過年度滞納が見られます。公平性と歳入確保のため、引き続き徴収努力をお願いします。

財政の硬直化を示す経常収支比率は七十六・九％と前年度より〇・七ポイント悪化していますが、平成二十二年度以降八十％を下回っており、良好な傾向であります。

しかしながら、依然として厳しい財政運営になるので、経常支出を抑制し、経常収支比率七十五％を目指して、引き続き財政の健全

化に一層努力してください。

(2) 国民健康保険特別会計の保険税の収納状況については、前年度に比べ〇・七ポイント増となっていますが、収入未済額は滞納繰越分が滞留しているため増加しています。税務課とも連携・協力を図り厳正・的確な滞納整理に一層の努力が望まれます。

本会計の安定運営には、保険税収入の確保が最重要であり、負担の公平性の観点からも、滞納の発生防止に一層の努力を期待します。

また、増え続ける医療費の抑制を図るため、健康増進事業の推進等に努めてください。

(3) 介護保険特別会計の状況については、介護保険料の徴収率が九十八・五九％（前年度九十八・七六％）と少し下がっています。引き続き徴収率向上に努力してください。今後も財源を確保し、制度の円滑な運営に努めてください。

(4) 後期高齢者医療特別会計の状況については、高齢化社会がますます進むことが予想される社会状況であるので、高齢者の健康維持に努め、医療費の抑制を望みます。

(5) 長原渡船運行特別会計の状況に

については、良好な運営ができており申し上げることはありません。

(6) 農業集落排水と公共下水道特別会計については、将来にわたり公債費の償還が続き、一般会計から

の繰出金が継続されることとなります。本町の財政環境に非常に大きなウェイトを占めることになるので、加入促進に努め、長期的な継続事業として、効果の高い計画

認定第1号から第8号までの各会計歳入歳出決算認定

(単位：円)

		歳入総額	歳出総額	差し引き繰越額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額
認定第1号 一般会計	平成24年度	5,571,435,883	5,425,513,400	145,922,483	91,307,208	54,615,275
	平成25年度	5,650,715,370	5,569,942,972	80,772,398	18,927,000	61,845,398
認定第2号 国民健康保険特別会計	平成24年度	1,683,889,037	1,540,668,621	143,220,416		143,220,416
	平成25年度	1,619,037,315	1,527,727,182	91,310,133		91,310,133
認定第3号 介護保険特別会計	平成24年度	970,136,542	929,418,870	40,717,672		40,717,672
	平成25年度	975,773,944	954,508,607	21,265,337		21,265,337
認定第4号 後期高齢者医療特別会計	平成24年度	143,542,127	141,007,959	2,534,168		2,534,168
	平成25年度	148,498,708	147,019,321	1,479,387		1,479,387
認定第5号 長原渡船運行特別会計	平成24年度	14,445,134	11,245,581	3,199,553		3,199,553
	平成25年度	14,458,482	11,334,158	3,124,324		3,124,324
認定第6号 農業集落排水特別会計	平成24年度	99,933,632	99,162,479	771,153		771,153
	平成25年度	104,272,687	103,858,816	413,871		413,871
認定第7号 公共下水道特別会計	平成24年度	480,336,681	475,431,236	4,905,445	1,069,000	3,836,445
	平成25年度	498,924,204	494,511,571	4,412,633	2,331,000	2,081,633
認定第8号 水道特別会計 (収益的収入及び支出)	平成24年度	309,349,794	251,391,884	57,957,910		57,957,910
	平成25年度	305,108,615	253,719,365	51,389,250		51,389,250

的な事業の遂行を望みます。

(7) 水道特別会計の状況については、引き続き配水管及び石綿管の布設替えを実施し、安全な水が安定的に供給されることを望みます。

経理面からは、供給単価が百十六円八十一銭、給水原価が百三円五十五銭であり、企業会計としては健全な経営ができており、水道料金の収納率も良好であることが認められます。

健全化判断比率及び資金不足比率の報告

財政状況の基準を示す数値で、それに良好な数値が維持されており、財政がきわめて健全な自治体であると認められます。

全員協議会報告

九月五日、全員協議会を開催し、町づくりに関わる重要事項について協議いたしましたので主な内容を報告します。

【協議内容】

消防救急無線のデジタル化事業について

現在、消防が運用している消防救急無線がアナログ方式のため、電波法改正により平成二十八年五月三十一日までに、デジタル方式の無線に移行することが必要であります。このデジタル

無線整備事業について、総務省の補助を受け平成二十七年単年事業として計画をしていましたが、総務省より本年七月末に補助事業の二次募集がありましたので、構成町と協議したうえ申請を行って採択された場合は、本年度事業を実施しますと板野東部消防組合から説明がありました。

また、関連事業として高機能消防指令センター整備事業と署活動用防災無線機整備事業について事業説明がありました。

(平成二十六年九月十八日総務省より補助事業として採択があり、現在、事業を進めています。)

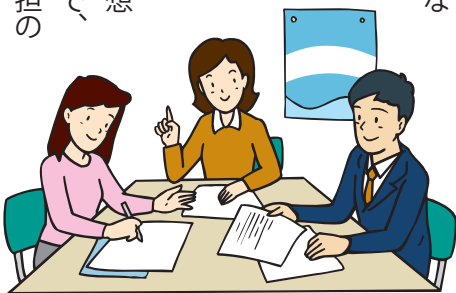
松茂町新型インフルエンザ等対策行動計画について

新型インフルエンザ等は、町民の生命や健康にとって大きな脅威であるとともに、町民生活・町民経済に多大な影響をもたらします。このため、本町は平成二十五年四月に施行された新型

インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対策の充実・強化を図るため国及び県の行動計画に準じた行動計画を策定しましたと説明がありました。

松茂町橋梁長寿命化修繕計画について

松茂町が管理している橋は、現時点で二百四十橋あり、このうち災害時の避難路にある橋などの重要な五十七橋は、高度成長期以降に造られており老朽化が考えられます。将来、これらの老朽化の恐れのある橋が



同時期に大規模な修繕や架替え時期を迎えれば、膨大な費用が必要になったり、通行止めの橋が発生したりすることが予想されます。そこで、将来的な財政負担の低減や道路交通の安全性の確保のために、橋梁長寿命化修繕計画を策定し定期的補修を繰り返すことにより橋梁の安全性の向上を図ろうとするものです。

編集後記

去る十月十九日、松茂町民グラウンドで「第四十九回松茂町民運動会」が開催されました。

今年は台風の影響で、当初の予定から一週間延期しての開催となり、参加状況について心配していましたが、当日は快晴に恵まれ、多くの方が参加してくださいました。

表紙の写真は、子供会パレードの様子です。それぞれの子供会が趣向を凝らし、この日のために一生懸命作った御神輿などを担いで歩きました。

また、地区対抗の競技では、家族や知り合いの奮闘ぶりに場内のあちこちから歓声が上ががり、まさに地域町民が一体となった運動会でした。

町民運動会は、次回で開催第五十回と節目を迎えます。皆さんが一年間健康で過ごされ、ぜひ来年度も元気に参加してほしいものです。

町議会として、町民の皆さんが健康で安心して過ごせるまちづくりを進めてまいります。

◆ 議会広報特別委員会

- 委員長 池添 英明
- 副委員長 森谷 靖
- 委員 春藤 康雄
- 委員 一森 敬司
- 委員 立井 武雄